

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認方法を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

各 出 後

[1・2 略]

3 無線設備等

[一～二 略]

三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
[1 略]	[略]	[略]
2 船舶局	[(1)～(4) 略] (5) 特殊な設備及び附則装置については、次のとおりとする。 [ア～カ 略] <u>キ VHFデータ交換装置については実地通信を行い、感度及び受信データ等から通信の状況を確認する。</u>	[略]
[3～6 略]	[略]	[略]

[注1・2 略]

各 出 補

[1・2 同左]

3 無線設備等

[一～二 同左]

三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
[1 略]	[同左]	[同左]
2 船舶局	[(1)～(4) 同左] (5) 特殊な設備及び附則装置については、次のとおりとする。 [ア～カ 同左] [新設]	[同左]
[3～6 同左]	[同左]	[同左]

[注1・2 同左]

備考 表中 [] の記載及び対象規定の「重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。」